特別養護老人ホーム　うみべの家
（指定短期入所生活介護事業所）

重要事項説明書

１　指定短期入所生活介護サービスを提供する事業者について

（１）事業所の所在地等

施設の名称	社会福祉法人　浩喜会　特別養護老人ホーム　うみべの家
代表者氏名	理事長　加部東　孝浩
所在地	茨城県東茨城郡大洗町大貫町２５５－５ 電話番号　０２９－２６４－７３１０ ＦＡＸ　０２９－２６４－７３２０ E-mail　umibe@intio.or.jp　https://www.umibenoie.com
法人設立年月	平成１６年１０月
介護保険指定事業所番号	０８７３１０１３１５
通常の送迎の実施地域	大洗町・水戸市・ひたちなか市・茨城町・鉾田市
利用定員	１０名（1ユニット）

（２）事業の目的及び運営の方針

事業の目的	社会福祉法人　浩喜会が行う指定短期入所生活介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設において介護の提供に当たる事業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	要介護者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

（３）施設概要

建物の構造	鉄筋コンクリート造　２階建
延べ床面積	３３９８．７４㎡
開設年月日	平成１７年１１月１日
入所定員	６０名（うち、１０名ショートステイを含む）

＜主な設備等＞

居室数	全室個室６０室（ショートステイ用居室１０室含む） 広さ：８畳程度（約１３㎡）
ユニット	リビング（約５９㎡）及び３箇所のトイレと１０部屋の個室で１つのユニットを形成し、建物内に６ユニットあります。
浴室	各ユニットに個浴を配置（６ヵ所）デイサービス浴室に大型浴槽を配置
建物構成	１階　デイサービスセンター・ショートステイ用居室を含む３ユニット ２階　３ユニット・介護職員室等

（4）職員体制

管　理　者	施設長　　加部東　孝浩

職　　種	職　務　内　容	人員数
管　理　者	職員を指揮監督し、事業実施の管理及び運営にあたります。	１名
医　　師	利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行います。	非常勤 １名
生活相談員	利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行います。	１名以上
看護職員	利用者の健康衛生並びに看護業務を行います。	１名以上
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。	１名
介護職員	利用者の介護・介助にあたります。	２０名 以上
管理栄養士	利用者の食事管理及び献立の作成、その他給食全般に関することを行います。	１名
事　務　員	必要な事務を行います。	２名以上

＜主な職員の勤務体制＞

職　種	勤　務　時　間
管　理　者 生活相談員 管理栄養士	８：３０～１７：３０
看護職員	早番　　８：００～１７：００ 遅番　　９：００～１８：００
介護職員	早番　　７：００～１６：００ 日勤　　９：００～１８：００ 遅番　　１０：００～１９：００ 遅Ｂ　　１３：００～２２：００ 夜勤　　２２：００～７：００

２　提供するサービスの内容及び費用について

（１） 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第４条参照）

食　事	管理栄養士の立てる献立により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
入　浴	1　入浴又は清拭を週２回以上行います。又、ご希望者には、要望に沿えるよう努めます。 2　寝たきりの状態であっても、リフト浴スリングシートを使用して入浴することができます。
排　泄	1　排せつの自立を促すため、利用者の身体能力を利用した援助を行います。 2　排泄に関する消耗品は介護保険サービスの中でご用意します。
機能訓練	利用者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練や援助を行います。
その他自立への支援	1　寝たきり防止のため、可能な限り離床に配慮します。 2　清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助を行います。
利用者居宅への送迎	要介護度に関わりなく、短期入所生活介護を利用する際に、ご自宅から施設、施設からご自宅へ送迎を行います。 送迎曜日　　：　月曜日～金曜日 送迎時間帯　：　８：３０～１５：３０

（2）利用料金

＜サービス利用料金（1日あたり）＞　介護保険一部負担額

ご利用者の要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 介護保険から給付される金額	5,290	6,560	7,040	7,720	8,470	9,180	9,870
② サービス利用に係る自己負担額（①の1割）	529	656	704	772	847	918	987
③ サービス提供体制加算Ⅰ	22	22	22	22	22	22	22
④ 夜勤職員配置加算Ⅱ	0	0	18	18	18	18	18
A、②＋加算合計	551	678	744	812	887	958	1,027
B、処遇改善加算Ⅰ（A×17.6%）	97	119	131	143	156	169	181
C、介護保険分合計（A+B）	648	797	875	955	1,043	1,127	1,208
D、地域加算（1単位→10.17円）介護保険一部負担額合計（C×1.017）	660円	811円	890円	972円	1,061円	1,147円	1,229円

※介護保険一部負担額は介護保険負担割合証に応じた額の支払いを受けるものとする。

上記の介護保険一部負担額（D）は1割負担の計算になります。

○加算料金

加　算　名	単　位　数	算　定　要　件
生産性向上推進体制加算Ⅱ	１０	1月に1回
送迎加算	１８４（片道につき）	送迎を行った場合
療養食加算	８	1日につき3回を限度

※短期入所生活介護は３０日を越えた日は短期入所生活介護費を算定できません。連続３１日目は自費となります。

連続して３０日を越えて利用した場合⇒1日につき３０単位を減算

連続して６１日を越えて利用した場合⇒介護福祉施設サービス費の単位数と同単位数を算定

連続して３１日を越えて介護予防短期入所生活介護を利用した場合

（要支援１）要介護１の単位数の７５％に相当する単位数を算定

（要支援２）要介護１の単位数の９３％に相当する単位数を算定

○介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用料金を変更します。

（3）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条参照）

食　費 （契約書第４条参照）	利用者の自立支援のため離床してユニット内リビングにて食事をとっていただくことを原則としています。 食　　費：　　１，６８０円／日 （但し、朝食４００円、昼食６８０円、夕食６００円とし、１食単位で費用の支払いを受けるものとします。） おやつ代：　　８０円／日 ○　食費にかかる費用は、所得に応じて助成制度があります。 食事時間　　朝　食　　８：００～ 昼　食　　１２：００～ 夕　食　　１７：３０～
居住費 （契約書第７条参照）	居住費としてユニット型介護老人福祉施設がユニット型短期入所生活介護の提供を行うことに伴う費用として、厚生労働大臣が定める基準により算定した額をご利用者又はご契約者に負担していただきます。 居住費　　２，０６６円／日 ○　居住費にかかる費用は、所得に応じて助成制度があります。

介護保険給付の支給限度額を超えるサービス	介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。	
送　迎　費	利用者の居宅が、通常の送迎の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。 1㎞以上10㎞未満　　４４０円 10㎞以上（1㎞増すごとに）３７円加算	
利用の中止･変更	サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセルの連絡を頂いた時間に応じて、下記のキャンセル料を請求させていただきます。但し、利用者ご本人の体調不良等、正当な事由がある場合は、この限りではありません。	
	利用予定の前日までにご連絡の場合	キャンセル料は不要です。
	利用予定の当日までにご連絡のない場合	利用者負担金の１０％請求いたします。
	※サービス利用の申し出に対して、事業所の状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を利用者に提示して協議します。	

項　目	内　　容	利　用　料　金
教養娯楽費	レクリエーション、趣味活動費の材料費等	実費相当額
理美容代	理容サービス	実費相当額
日常生活品代	日常生活品の購入代金等、日常生活に要する費用で、利用者に負担していただくことが適当であるものに係る費用	実費相当額
電気使用料	持ち込み電機機器を使用される場合 （持ち込み数は特定しません）	１００円／日
通信費	電話代・ＦＡＸ送信料	実費相当額
複写物の交付	書類等の複写料（Ａ４サイズを標準）	１枚１０円
文書の交付	領収証明書再発行（1ヶ月）	１００円
付添・代行サービス	買物代行（1回につき） 外出付添（３０分） 移動料金	３００円 ５００円 ５０円／㎞

3　利用料金の請求及びお支払い方法について（契約書第７条参照）

利用料金の請求方法	1 利用料金は1ヶ月ごとに計算しご請求します。1ヶ月に満たない期間の利用料金は利用日数に基づいて計算します。 2 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月１０日に発送します。
利用料金のお支払い方法	1 お払い方法 指定口座（ゆうちょ銀行）より自動振替（２０日引落）、または、お振込み、現金支払いとなります。 2 領収書の発行 自動振替の利用者様は、翌月の請求書に領収書を同封致します。お振込み、現金支払いのご利用者様はその都度領収書を発行いたします。領収書は必ず保管してください。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

4　サービス利用にあたっての留意事項

⑴ 利用日にご持参いただくもの

① 介護保険被保険者証・介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証

② 内服薬及び処置に必要な医療用材料

③ 着替え用衣類（乾燥機使用可能なもの）着ているものを含めて3組

④ 上履き

⑤ 歯磨きセット（歯ブラシ・コップ・歯磨き粉）

⑥ その他必要な介護用品（杖、車椅子等）

＊金銭、貴重品に関してはお持ちにならないで下さい。

＊飲食物の持ち込み・差し入れについては、ユニットの職員に渡して頂くようお願いします。面会時に飲食された場合は、何を召し上がったのかを職員にお伝えください。居室内に飲食物が置いたままにならないようご協力お願いいたします。

また、他のご利用者へのお裾分けは、食事規制の方もおりますのでご遠慮下さい。

(2)　喫煙

施設内の喫煙スペースのみ喫煙ができます。

5　衛生管理等について

⑴ 短期入所生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

⑵ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

⑶ 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

① 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

② 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施します。

④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

6　業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

7　緊急時等における対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

8　事故発生時の対応方法について

利用者に対する短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する短期入所生活介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9　非常災害対策について

⑴ 事業者に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）（施設長　　加部東　孝浩　）

⑵ 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

⑶ 定期的に避難、救出、その他必要な訓練（夜間想定訓練を含む。）を行います。

避難訓練実施時期：（毎年３回　５月・９月・１２月）

⑷　⑶の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

10　サービス提供に関する相談、苦情について（契約書第２２条参照）

(1)　苦情処理の体制及び手順

提供したサービスに係る利用者その家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

(2)　苦情申立の窓口

【事業者の窓口】	所 在 地　茨城県東茨城郡大洗町大貫町２５５－５ 社会福祉法人　浩喜会 特別養護老人ホーム　うみべの家 電話番号　０２９－２６４－７３１０ ﾌｧｯｸｽ番号　０２９－２６４－７３２０ 開設時間　９時～１７時（月～金　祝日を除く） 担当者　　関根　匠
【市町村(保険者)の窓口】 大洗町役場 福　祉　課	所 在 地　茨城県東茨城郡大洗町６８８１-２７５ 電話番号　０２９－２６７－５１１１ （内線）　１５５・１５６
大洗町以外の 被保険者の相談窓口	水戸市役所　　（介護保険課）TEL０２９－２３２－９１７７ ひたちなか市役所（介護保険課）TEL０２９－２７３－０１１１ 茨城町役場　　（長寿福祉課）TEL０２９－２９２－１１１１ 鉾田市役所　　（介護保険課）TEL０２９１－３３－２１１１
【公的団体の窓口】 茨城県健康保険 団体連合会 介護保険苦情相談室	所 在 地　茨城県水戸市笠原町９７８番２６ 電話番号　０２９－３０１－１５６５ ﾌｧｯｸｽ番号　０２９－３０１－１５８０

11　秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する 秘密の保持について	1 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 2 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 3 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 4 事業者は、従業者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について （契約書第２２条参照）	1 事業者は、入居者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、入居者の個人情報を用いません。また、入居者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で入居者の家族の個人情報を用いません。 2 サービス担当者会議等において入居者の個人情報を用いる必要性がある場合において、入居者及び家族等が同意しなかった場合、サービスの調整ができず、一体的なサービス提供ができない場合があります。 3 事業者は、入居者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 4 事業者が管理する情報については、入居者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は入居者の負担となります。）

12　虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

⑴ 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	（生活相談員）　関根　匠

⑵ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

⑶ 虐待防止のための指針の整備をしています。

⑷ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

⑸ サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13　身体的拘束について

事業者は、原則として利用者対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容の記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

⑴　緊急性‥‥‥直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

⑵　非代替性‥‥身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

⑶　一時性‥‥‥利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

14　サービス提供の記録

⑴ 短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から５年間保存します（国は２年保存です)。

⑵ 利用者及び家族等から希望があった場合には、サービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を原則提供することとするが、利用者の意思や利益に明らかに反するような場合は開示しないことがあります。

15　利用者の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等について

アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取り組み	~~有~~　・　無
茨城県サービス第三者評価実施	有　・　~~無~~
その他機関による第三者評価の実施	有　・　~~無~~

以上、短期入所生活介護にあたり、重要な事項を説明致しました。

重要事項説明書の説明年月日	令和　　年　　月　　日
交付の時間・場所	午前　　時　　分 午後　　時　　分 場所　利用者自宅　その他（　　）

事業者	所在地	茨城県東茨城郡大洗町大貫町２５５－５
	法人 事業者名	社会福祉法人　浩喜会 特別養護老人ホーム　うみべの家
	説明者氏名	生活相談員　　関根　匠　　印